

金融商品会計と収斂

“Accounting for Financial Instruments and Convergence”

山内 高太郎
(Koutaro Yamauchi)

要 旨

国際会計基準審議会は、組織改革とともに会計基準の収斂 (convergence) をキーワードとした。各国における会計基準の収斂の問題を考える場合、金融商品プロジェクトは重要な意味をもち、その動向が今後の収斂に影響を与えると考える。金融商品プロジェクト問題の根底にあるのは、公正価値の導入であり、金融商品プロジェクトについて、公正価値測定と収斂という2点から考察を行った。

Key Words : コンバージェンス (収斂)、金融商品会計、公正価値測定

はじめに

1. 国際会計基準における金融商品プロジェクトの経緯
2. 公開草案『IAS32 金融商品：開示と表示、IAS39 金融商品：認識と測定の修正』の問題の焦点
3. 測定属性プロジェクト
4. 金融商品の公正価値測定
5. IOSCO と会計基準の収斂
6. 金融商品会計における収斂

はじめに

金融商品会計は、取得原価と公正価値という異なる測定属性を異なる解釈

で適用していることについて論理的に説明しうるのか、公正価値による測定と認識についてどの程度まで詳細な規定をするのかという論理レベルと実務レベルでの2元的な問題を含んでいる。詳細な金融商品会計の基準をもつアメリカにおいて、論理レベルにおける問題は概念フレームワークの問題として取り扱われ、一方、実務レベルにおける問題は基準設定問題としてとらえることができる。

国際会計基準審議会 (IASB) は、これまでにアメリカがとってきた rule-based approach ではなく、原則に準拠するという principle-based approach を中心に基準設定を行おうとしている。このことは、金融商品のように高度に発達した実務をもつ場合、会計処理への恣意性の排除と目的適合性問題など、現実的にどの程度機能するのかが問われるところである。また、国際会計基準 (IFRS) における金融商品の問題は、国際会計基準委員会 (IASB) の組織改革やアメリカ、EU の対応の変化にともない新しい様相を呈してきている。これは、ノーウォーク合意や EU における IFRS の強制摘要 (2005 年予定) などに起因し、会計上の問題としてだけでなく、政治的な側面を持ち合わせている。とくに EU において、金融商品の公正価値測定導入による影響はきわめて大きく、会計基準の収斂 (convergence) を考える場合、金融商品会計の問題は大きな位置を占めている。

IASB は組織改革とともに、IFRS のあり方についてそれまでの調和 (harmonization) から収斂へと方針を変更した。国際市場での資金調達問題など様々な社会的・経済的な要望から、国際市場で通用する1つの会計基準の必要性が増してきている。本稿では、こうした視点から IASB の金融商品プロジェクトを検討する。

1. 国際会計基準における金融商品プロジェクトの経緯

IASB は、1989 年よりカナダ勅許会計士協会と金融商品会計の共同プロジェクトを開始し、包括的な会計基準の作成を目指していた。しかし、多様な批判により包括的な基準作成を断念し、まず、同意を得やすい¹ 開示と表示

1 当時、金融商品についての情報提供不足は、いずれも認めるところであり情報公開を行うことについて同意を得やすかったと考える。

について1995年国際会計基準 (IAS) 32『金融商品:開示と表示』を公表した。

その後、証券監督者国際機構 (IOSCO) によるIAS承認のため、コア・スタンダードを早期に完成させる必要から、暫定基準としてアメリカ財務会計基準審議会 (FASB) の金融商品会計基準を準用することで、1998年IAS39『金融商品:認識と測定』を公表した。

しかし、IASCは包括的な金融商品会計基準の作成を断念したわけではなく、こうした経緯と並行して包括的な基準作成を模索していた。2001年4月IASCは組織改革によりIASBとなり、同年7月には金融商品プロジェクトを開始した。この背景には、IAS39が暫定基準ということだけでなく、IAS32とIAS39の適用指針² (the IAS 39 Implementation Guidance) との矛盾点を解消するという目的がある。2002年6月公開草案 (2002公開草案)『IAS32金融商品:開示と表示、IAS39金融商品:認識と測定の修正』が公表され、これにたいし170近いコメント・レターが寄せられ、討議が繰り返されたが未だに国際財務報告基準³ (IFRS) として公表されていない。

2002公開草案にたいする反対意見として、現在、IAS32、39と同等の会計基準を国内基準として適用しているのはアメリカ、日本くらいしかなく、世界的にみて少数であるという意見がある。EUは2005年から連結決算書においてIFRSの強制適用を、オーストラリアは全面的に適用を予定している。このため、金融商品会計の問題は、EU各国に大きな影響をもたらす⁴こととなり、日本においても現行の金融商品会計基準と2002公開草案の内容に相違点があることから、IFRSを適用するならば⁵その影響は大きなものになると考えられる。

2003年3月には異例のIASBとコメント提出者による公開円卓会議が行われた。この会議の結果等をふまえ、IASBは2003年8月公開草案『IAS39金融商品:認識と測定の修正、金利リスクのポートフォリオヘッジに関する公正価値ヘッジ会計の適用』を公表し、マクロヘッジ問題をのぞいた他の部

2 基準の適用順位は、基準書、解釈指針、基準書の付録、適用指針となっており、これらの間に矛盾が生じた場合は、上位基準の文言が優先されることとなっている。

3 2001年の組織改革にともない、IASはIFRSという名称に変更されることとなった。IFRSは従来のIASと今後公表されるIFRSを含むものとして位置づけられている。

4 ヨーロッパにおける最大の関心事は金融商品の公正価値評価問題である。

5 IFRSが日本の全企業へ適用されるということは現時点ではないと考えられる。つまり、この影響をうけるのは他国証券市場に上場をする、もしくは予定している一部の企業である。しかし、こうした企業の多くは日本の中でも極めて大きな影響をもつものが含まれており、実質的にはその影響は少なくないと考えられる。

分については 2003 年第 4 四半期か 2004 年第 1 四半期に IFRS として公表される予定となっている。

2. 公開草案『IAS32 金融商品：開示と表示、IAS39 金融商品：認識と測定の修正』の問題の焦点

2002 公開草案は、IAS39 の基本的なアプローチを変更することなしに、施行の困難さや IAS32、39、適用指針における矛盾を解消することが目的としてあげられ、IAS32、39 にわけてそれぞれ問題が提起されている。これにたいしてコメント・レターなどで明らかになった問題の項目は以下の通りである。

- ・金融負債と持分金融商品の区分⁶
- ・金融資産の認識中止⁷
- ・デリバティブとヘッジ会計⁸
- ・金融資産の減損⁹

2002 年 10 月のノーウォーク合意¹⁰により IASB と FASB の関係に変化がみられ、FASB の基準設定においても詳細な個別規定から principles-based approach¹¹ という考え方が認知されはじめ、金融商品の問題は上記のような実務レベルにおける詳細な規定の問題と測定属性や収益認識といった概念レベルでの問題の両面を含むこととなった。この結果、IASB は測定属性問題について、カナダ会計基準審議会 (AcSB) を担当としてプロジェクトを発足させた。

3. 測定属性プロジェクト

IASB の測定属性プロジェクトの目的は、フレームワークにおける測定の側面を修正し拡張すること、首尾一貫した概念にもとづき財務報告基準の測定要件を改善することがあげられている¹²。また、認識問題については言及

6 IAS32 par.18-29G. に関する問題である。

7 IAS39 par.35-57. に関する問題である。

8 IAS39 par.69, 89A, 121-165. に関する問題である。

9 IAS39 par.10. に関する問題である。

10 詳しくは、IASB の web page 参照。http://www.iasc.org.uk/cmt/0001.asp?s=10271338&sc=|AE759911-80A84F4B-B01D-3BC415840C82|&sd=121989661&n=4119 (2003.11.23)

11 http://www.fasb.org/action/aa040203.shtml (2003.11.23)

12 http://www.iasc.org.uk/docs/bdpapers/2003/0310ob07.pdf (2003.11.23)

せず、フレームワークで取り上げている測定属性が、異なる解釈で適用されている状況の改善を意思決定有用性を軸とした信頼性、目的適合性といった概念に照らし合わせて行うものである。

フレームワークでは測定属性として、取得原価、現在原価、実現可能価額、現在価値をあげているが、本プロジェクトでは、測定の基礎として以下のものをあげている。

- (a) 取得原価 (historical cost)
- (b) 再生産原価 (reproduction cost)
- (c) 再調達原価 (replacement cost)
- (d) 正味実現可能価値 (net realizable value)
- (e) 使用価値 (value in use)
- (f) 公正価値 (fair value)
- (g) 剥奪価値 (deprival value)

これらの測定属性の優劣について、2003年9月の討議においては「当初認識時の測定に関しては、公正価値による測定が他のいずれの測定属性による測定よりも優れている¹³」と考えられている。また、取得原価については公正価値に比べ目的適合性の点で劣ると考えられ、資産・負債の当初認識時において他の属性と比べても最下位とされている¹⁴。測定属性に関する問題は、すべての資産・負債を対象としているが、金融商品については評価モデルや実務の発達を考慮することが提案されている¹⁵。

アメリカでは、概念ステイトメント第7号において公正価値を測定属性として取り入れたが、その内容は、市場価値から期待キャッシュ・フローアプローチまで幅広いものとなっている。このため、公正価値は複数の数値から構成され、各々の数値は信頼性を重視し、複数の信頼性をもつ公正価値が存在する場合は、目的適合性概念に照らし合わされることとなる¹⁶。

フレームワークでは、「財務諸表を作成するに当たって企業が最も一般的

13 豊田俊一「IASBと各国会計基準設定主体との会議」【企業会計】vol.55, No.12, 111頁。

14 同上書 111頁。

15 http://www.asb.or.jp/j_iasb/liaison/20030424_06.html (2003.11.23)

16 金融商品会計では、公正価値は明確に市場価格もしくはそれに類するものを中心として展開がなされているが、金融商品には市場のないものが多くこれらについての処理問題がきわめて重要である。

に採用している測定的基础は取得原価である¹⁷⁾と述べられているように、財務諸表上の数値の多くは取得原価で算定されている。ここに、公正価値で測定された数値が混在することが意味するものは、従来の低価法による考え方と明らかに異なるものである。この問題は、金融商品の問題解決のために導入した公正価値が、金融商品以外の資産・負債についても言及せざるを得ない状況を生みだしてしまった結果である。

4. 金融商品の公正価値測定

2002 公開草案では、金融商品を公正価値で測定するという前提に、その測定対象と公正価値の定義について提案がなされている。IAS39 では、公正価値は、以下の場合に信頼性を備えた測定属性であるとし、金融商品の測定に利用可能であるとしていた¹⁸⁾。

- ・公正価値による見積額の誤差が重要な意味を持たない場合。
- ・公正価値による見積りに用いる確率が合理的に評価できる場合。

また、公正価値を測定に用いることのできる金融商品について、以下の環境であれば公正価値を測定属性として利用することが有用であると考えられている¹⁹⁾。

- ・活発な取引市場のある金融商品。
- ・格付け機関によって格付けされ、そのキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる負債証券。
- ・適切な評価モデルをもつ金融商品。

これにたいして、2002 公開草案では公正価値を測定に用いるために、活発な取引市場のある金融商品、活発な取引市場のない金融商品というように明確に2つの環境にわけて考えている。

17 IASB, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989, par.101.

18 IASC, *International Accounting Standard IAS39, Financial Instruments: Recognition and Measurement*, 1998, par.95.

19 *Ibid.*, par.96.

まず、活発な取引市場がある金融商品については、相場（市場価格）が最良の公正価値の論拠になるとしている²⁰。一方、活発な市場がない場合は、まず、直近の市場取引から公正価値を導き出し、それが不可能であるならば、評価技法を用いることとしている。

つまり、IAS39で規定されていた公表市場価格を修正するという方法²¹ではなく、第三者間取引（arm's length transaction）を参考にすることを提案している。こうした方法が利用できない場合に、IAS39と同じく、本質的に同じである他の金融商品の現在市場価値との参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション・プライシング・モデルが利用可能な技法としてあげられている²²。これらの技法を用いる場合、「評価される金融商品が第三者間取引で売買される時、その評価技法は授受される対価の公正価値と同等の価格となることが期待される²³」というように市場との一致ということを強調している。

このことは、収斂が処理手法の一致を目指したのではなく、算定される数値と公正価値の一致を目指すものであることを意味し、市場価格という明確な指標を示すことで極力見積もり²⁴から生じる実体による数値操作の余地を減らすことで、信頼性を高めるということを志向しているからである考える。

しかし、現実問題としてその算定される数値がどの程度の弾力性をもつものなのかということは、財務諸表作成者に委ねられることとなり、principle-based approach という考え方から財務諸表作成者が判断できない場合に、詳細な規定について応えうるのは誰なのかという問題が残ることをここでは指摘したい。

5. IOSCO と会計基準の収斂

IAS と証券監督者国際機構（IOSCO）との関係は、IAS が IOSCO の提示したコア・スタンダードを満たせば、IAS を IOSCO 加盟国の証券市場にお

20 IASB, *Exposure Draft of Proposed Amendments To IAS32, IAS39*, Oct.14 2002, par.99.

21 IASC, *IAS39*, par.100.

22 IASB, *Exposure Draft 2002*, par.100B.

23 *Ibid.*, par.100A.

24 見積もりや仮定は、市場参加者が用いているものと近似することを求めている。

いて上場する際に、利用可能な会計基準として認めるというものであった²⁵。

1998年にIAS39が公表されたことにより、IOSCOの提示したコア・スタンダードの主要部分が満たされ、2000年にIOSCOはIASを支持する表明を行った。しかし、1998年に公表されたIAS39は、調整が難航しIOSCOの提示した期限に間に合わせるために暫定的にアメリカの基準を準用するという事になった。このため、IAS39は暫時基準としてIASCの中では位置づけられ、公表と並列的にIAS39の見直しを含めた金融商品に関する包括的なプロジェクトが開始された。

こうした経緯からIASBが金融商品について新たな基準を設定した場合、IOSCOの反応が重要な意味を持ってくる。今回の公開草案にたいして、IOSCOはコメント・レターの中で「公開草案は、金融商品会計の基本的な再考を意図したものではないと理解している」と述べていることから、これまでの会計基準を大幅に変更するものではなく、IOSCOが本質的な問題として考慮を要するものとは考えていないようである。

IOSCOとの問題を考える場合、IFRSが公表された後、各国においてIFRSがどのような位置づけとなるかということが重要な意味をもつ。

各国の対応として、3つの対応があると考えられる。まず、IFRSをそのまま自国基準とする完全一致型、次に、自国基準とIFRSの使い分けを行う二重基準型、最後に、IFRSを自国の経済環境に適応させて一部を修正、変更して適用する融和型である。財務諸表作成のコストという観点にたてば完全一致型が望ましいが、企業経営の観点からすれば二重基準型が現在行われていることから、財務諸表作成コスト等への影響が少ないのではないかと考える。

IASBが調和から収斂という用語に変更した背景には、各国の基準をひとつの基準にするのではなく、IFRSを目標とし各国基準が歩み寄るということを意味していると考えられる。

6. 金融商品会計における収斂

金融商品会計への公正価値導入は、取得原価の枠組みで説明を行ってきた

25 各国はIASを受け入れる際に、各国の裁量権を認め、条件付きで良いことになっている。そのため、ニューヨーク証券取引所に上場する場合、SECの対応によってはIASで作成＝アメリカ基準不要ということにはならない。

これまでの会計理論へ大きな波紋をなげかけている。また、実務レベルにおいても、2002 公開草案公表後、意見調整のために IASB が異例の円卓会議を開いていることから、金融商品プロジェクトのもつ問題が国際的にみて重要であるのかがわかる。IASB は、基準設定に principle-based approach を用いることから、論理、実務の整合性が重要となる。しかし、高度な金融商品会計基準をもつアメリカにおいてさえ、公正価値評価について、現状では金融商品にのみ適用という考え方が一般的であり²⁶、取得原価と公正価値の問題を他の会計問題へ広げるのではなく、金融商品の問題だけにとどめようとしている。このことは、現在の会計システムやそれをとりまく環境が公正価値のもつ不確実性をすべて許容できないからであろう。つまり、このことが意味するのは理論と実務のギャップである。

金融商品会計基準の収斂を考える場合、まず、このギャップをどう解消するのが問われることになるのである。次に、各国の対応である。公正価値の導入は市場を前提としている。市場の発達度合いは各国で異なる。このため、各国基準設定機関が IFRS 公表後、IOSCO との関係からどのような対応をとるのが問題となろう。

しかし、IASB における金融商品プロジェクトの本質的な問題は、過去志向的なこれまでの会計に将来志向的なものを包含しうる会計システムを作り出すのか、これまでの体系にとらわれず新たな展開するのかということにある。この問題については、IFRS の公表後の課題としておきたい。

26 ダイアナ・W・ウィリス、訳 澤 悦男、佐藤真良「金融資産と金融負債の測定－公正価値か取得原価か」【企業会計】 vol.55, No.10, 2003, 115-116 頁。